

第 66 回日本史関係卒業論文発表会 発表要旨

●日時／2025 年 4 月 19 日（土）午前 10 時 30 分開会（10 時開場）

●会場／駒澤大学駒沢キャンパス 1 号館（1－202・203・204 教場）

第 1 会場（1－202 教場）

- | | |
|----------------------|----------------|
| 1 僧尼による犯罪行為と律令国家 | 瀧澤 胡桃（東海大） |
| 2 摂関期の乳母について | 磯部 美咲（大正大） |
| 3 中世前期における内裏女房の秩序 | 鈴木 夢乃（お茶の水女子大） |
| 4 中世前期における宗教的暴力と民衆 | 秋場 真澄（早稲田大） |
| 5 中世武士団における惣領制の変遷 | 上山 裕太（中央大） |
| 6 文正の政変についての再検討 | 瀬尾 智優（聖心女子大） |
| 7 生島足島神社文書起請文と武田氏家中 | 武田 侑大（専修大） |
| 8 「商人の巻物」の儀礼・作法と修験山伏 | 若島 壮（都留文科大） |

第 2 会場（1－203 教場）

- | | |
|---------------------------|--------------|
| 9 後北条氏の漁村支配と商品経済 | 田代 健留（学習院大） |
| 10 佐賀藩諫早領からみた異国船警備 | 宮井 知優（日本女子大） |
| 11 前橋帰城嘆願にみる領主・領民関係の再編 | 森田 和航（千葉大） |
| 12 文政期忍藩領知替えにおける忍領普請組合の対応 | 小林江梨花（國學院大） |
| 13 近世中後期における在地修験寺院の祈祷活動 | 池滝 駿介（立正大） |
| 14 幕末薩摩藩における政治構想 | 小畑 勇樹（立教大） |
| 15 沖田総司と多摩地域 | 角田 舞（国土館大） |
| 16 野州世直し一揆における頭取の性格 | 山田 真也（千葉大） |

第 3 会場（1－204 教場）

- | | |
|----------------------------|--------------|
| 17 明治前期の報徳運動 | 萩本 大翔（筑波大） |
| 18 尾張徳川家第一九代徳川義親の北海道八雲開拓 | 吉川 葵（東洋大） |
| 19 愛国婦人会の社会事業展開とその背景 | 小川 幸介（東京都立大） |
| 20 大正期における伊藤野枝の女性解放論 | 中村 祥吾（駒澤大） |
| 21 一九二五年北但馬地震における税制措置と救済融資 | 寺谷 嘉泰（東京大） |
| 22 昭和戦前期の相模原における開田計画の推移 | 長嶋 優（法政大） |
| 23 満蒙開拓青少年義勇軍と内原 | 小林 亮太（茨城大） |
| 24 近衛文麿の政治外交構想と東亜新秩序の建設 | 矢島 康地（淑徳大） |

《特別講座》午後 4 時 10 分～5 時（1－202 教場）

史料との邂逅

永井 博（元茨城県立歴史館史料学芸部長）

《発表者・参加者交流会》午後 5 時 15 分～6 時（1－202 教場）

●懇親会 午後 6 時 30 分～（駒澤大学深沢キャンパス洋館大ホール）

地方史研究協議会

1 僧尼による犯罪行為と律令国家

―八世紀を中心として―

東海大学 瀧澤 胡桃

日本古代の僧尼に関する研究は、「僧尼令」の成立過程や思想的根拠、刑罰規定の分類などをはじめ、多様な視点から検討したものが存在するが、僧尼の活動の実態を扱う研究にはやや立ち遅れが目立つ。本報告は、僧尼に関する問題や犯罪行為、それらに対する国家の取り締まりとその効力、さらに時期による変化を明らかにする。特に、仏教が民衆へと広がりを見せた八世紀を中心に取り扱う。

「僧尼令」は、既に指摘されてきた通り、令の一篇でありながら刑罰規定を多く含む。しかし、該当する条文が最も多い刑罰規定は「苦使」という寺院内部で行われる軽科であり、そこには戒律に関する内容が集中している。そこで、「僧尼令」施行後の法の変化について、『類聚三代格』に採録された単項法令を検討した。そもそも国家は、僧俗関係について厳しい対応を示し、長期的に問題視されていた読経の技能に関する

法令を出しているものの、刑罰規定は設定されず、仏事への関心は希薄であったものと推測する。さらに、僧尼の活動の実態について、『続日本紀』、『日本霊異記』に見られる僧尼の問題行動を「僧尼令」と照合し、僧尼統制の効力を検討した。

『続日本紀』によると、天平年間以降の記事に土地不足問題に拍車をかける僧尼の行動への対応がみられる。また、『日本霊異記』には、「僧尼令」に違反する行為を認識しながらも、仏教的善行により「僧尼令」違反行為という悪行を打ち消し、良い報いを得る話が散見され、警戒は「僧尼令」違反よりも、仏教的善行を評価していたことが伺える。

以上、時期的な特徴を示すと、「大宝律令」施行から天平十八年頃までの僧尼統制は、「僧尼令」に基づきながら、行基らの活動をきっかけに、より僧俗関係に厳しい禁断を加えた時代であると考ええる。天平十八年(七四六)から延暦年間に至る期間は、僧尼統制の停滞期である。延暦年間は、禁制の発出が八世紀で最も集中する時期であるが、既に実態となつている問題に対処するための禁制が出されている点が特徴であると考ええる。また、法令にも仏教的善行を重視する傾向がみられる。

2 摂関期の乳母について

―藤原道長の周辺を中心として―

大正大学 磯部 美咲

乳母とは、養君の授乳からその後の養育を行う重要な存在であるが、歴史学においては今まであまり研究がなされていなかった。そこで本論文では、乳母の研究が盛んな国文学と歴史学、双方の先行研究の成果をまとめ、その研究成果に私見を交えて論じること、より確実な乳母像を提示することを試みた。また、摂関期の天皇の乳母に関して、藤原道長の外孫であった天皇の乳母を道長が外祖父となった前後の天皇の乳母と比較し、国文学において研究されている物語の中の乳母と実際の乳母との関わりを考えながら、道長の外孫天皇の乳母選定の重要な目的を検討した。

まず、国文学の研究成果についてまとめ、論じるにあたって国文学における乳母研究を、実際の乳母を研究したものとして『源氏物語』の中の乳母を研究したものに分けた。物語を主人公ではなく、脇役の乳母に焦点を当てて現代の我々が深く読みこむことによって、物語の新しい可能性、読み方や当時の常識の発見ができることが分かった。

次に、歴史学の研究成果についてまとめ、論じた。特に野々村ゆかり氏の論は、天皇の乳母の輩出家系を、摂関期から院政期という時代の流れにおいて意識しており、これは今後の乳母研究で重要な視点であると考えた。歴史学において乳母の研究成果は少ないが、それは授乳という側面のみで乳母の見ていたからであらう。

そして、以上の結果から天皇の乳母の出自に着目し、『源氏物語』での描写を参考にしながら乳母の選定についてその可能性を論じた。朱雀天皇→三条天皇を道長外祖父以前、後一條天皇→後冷泉天皇を道長外祖父期、後三条天皇→鳥羽天皇を道長外祖父以後と区別した。その結果、道長外祖父以前の乳母の出自は、受領層の女性であり、道長外祖父期以降は公卿の妻子が乳母を務めていたことが分かった。

また、『源氏物語』における明石の君の妊娠・出産は、藤原彰子のそれを契機に描かれた可能性を指摘した。そして、明石の姫君の乳母は、当時公卿などの妻子である身分の高い女性が、乳母となることを良しとしなかったイメージを変えるために描かれたと推察した。これにより、道長の外孫天皇により良い乳母を付けることを可能にし、良い教育や天皇の権威の上昇、乳母の実家の後ろ盾を期待したと考えた。なお、この乳母の出自の変化は院政期にも引き継がれたと考える。

3 中世前期における内裏女房の秩序

―女叙位の検討を通して―

お茶の水女子大学 鈴木 夢乃

日本中世の内裏女房に関しては、考証などの基礎研究や、職務内容や慣習に関する個別研究が存在するが、それらの連関を指摘し、中世内裏女房社会全体を捉える段階には至っていない。本報告ではこのような問題意識のもと、内裏女房社会全体を捉える視点の一つとして「秩序」に着目し、女叙位によって与えられた秩序標識である「位階」が、当該期の内裏女房社会において形成した秩序を検討する。

まず、院政期から慶長年間までにおける女叙位の実施状況を古記録から調査したところ、中世における女叙位は、後嵯峨院政期と南北朝期という朝廷の大きな転換点と同時期に実施状況が変化していたことが明らかになった。

次に、後嵯峨院政前までの時期について古記録から女叙位の次第を復元し、叙位議との比較を行った。当該期の女叙位は、同年の叙位議と密接に関連しながらも、必要最小限の人数で実施され、叙人の人数も小規模であった。

では、このように実施されていた女叙位により与えられた位階は、当該期内裏女房社会においていかなる秩序を形成していただろうか。『玉葉』安元二年正月十一日条および残存する女叙位簿を検討すると、当該期の女叙位は、女房（典侍・

女蔵人）・内教坊や采女・大輪転に含まれる女官・小輪転・院宮御給、という官職構成が基本であった。このうち、采女を除く下級女官は一官職一人の叙爵が原則である一方、女房は叙爵と加階の両方に見られ、かつ一官職から複数人が叙される例が認められた。このことから、位階秩序に女房と女官の身分的差異が現れていると言える。

また、女房に焦点を当てると、掌侍以下は原則叙爵であり、したがって女房の位階は、そもそも五位以上において序列を表す指標にはなりにくいと言える。一方で、典侍は基本的に加階され、掌侍と命婦は時に加階されうることから、女房の位階は官職序列と対応関係にあると考えられる。

ただし、男性貴族社会の官職と位階の関係と異なり、女房の位階は、官職と対応はしても連動することはない。当該期内裏女房の位階は、官職秩序と対応しながらも、「年限」を基本とした論理による独自の秩序を形成していたと考えられる。

4 中世前期における宗教的暴力と民衆

— 近江国葛川を素材として —

早稲田大学 秋 場 真 澄

平雅行によって既に指摘されているように、呪咀調伏や、仏神による罰を威嚇として利用した宗教的暴力は、中世においては民衆支配の中でも用いられていた。しかし、改めて宗教的暴力と民衆との関わりに注目してみると、それは支配者から民衆へと一方のみににおいて確認される事柄ではないことが窺える。そこで本発表では、中世前期に近江国葛川が隣接する伊香立荘との間で繰り広げた相論の史料を主な素材とし、その相論の過程において、宗教的暴力がどのように民衆と関わり、またどのようにその在り方を変化させていたのかという点について考えていく。

まず、相論史料を検討する前に、葛川支配に用いられた宗教的暴力の事例を確認すると、そこでは、聖地である葛川で問題を起せば、理念上の領主である明王Ⅱ相応の罰が下るという原則が示されていた。この罰の対象として観念されているのは、特に伐木が中心であった。

こうして在地社会へ提示された原則は、葛川と伊香立荘と

の相論の際に転用され、葛川住民の生活上の利害に大きく関わっていくこととなる。

第一期（建保・建長）の相論の時点で、葛川の常住は宗教的暴力を利用しながら伊香立荘を非難している。このとき非難の対象となっていた行為は、伐木をはじめ、殺生や聖地である葛川の押領であった。

宗教的暴力の利用が、聖地性の維持という大義から逸脱し始めるのは、第二期（文永）においてである。その直接の契機となったのは、葛川住民の活動拡大に対する伊香立荘からの非難であった。葛川は、自らの農業活動を仏神と結びつけることで正当化し、聖地を理由にその制限を求める伊香立荘民を仏神の敵と断じて糾弾した。

更に、第三期（文保）には、在家制限の現実化という事態を受け、葛川住民と聖地との関係が深化する。そして最終的には、葛川住民への加害が直接明王への敵対行為と見做され、その犯人の処罰が「退治」と称されるに至った。

以上のように、当初支配の中で葛川へ持ち込まれた宗教的暴力は、相論において転用され、現地での問題解決に関わる中で変容を遂げた結果、住民を擁護し、その敵対者を攻撃し得るものとなった。葛川住民は宗教的暴力に行使者側としても関与し得たのであり、この事例から中世民衆と宗教的暴力との関係を見直すことができよう。

5 中世武士団における惣領制の変遷

―上野国新田一族を事例として―

中央大学 上山裕太

中世武士団は、血縁関係により、一族の統括者である惣領を中心として惣領制という体制を形成したが、鎌倉中期以降、単独相続の進行によって惣領制は変容していった。本報告は、上野国新田一族を対象として、鎌倉中期から末期の地域社会における武士団の一族の結合・統制、惣領の地位がどのようなものであったかという問題の解明を目指すものである。

鎌倉中期から末期の新田一族は、新田嫡流の本宗家が衰退・没落する一方、本宗家を凌ぐほどの庶家の台頭が指摘されてきた。そこで本報告では鎌倉中期から末期の本宗家、並びに有力庶家の世良田氏・岩松氏を中心に考察し、新田一族の存在形態を明らかにしようとした。

まず、本宗家の新田政義が失脚し、本宗家が没落したとされる鎌倉中後期に焦点を当て、世良田氏が惣領の役を本宗家の代わりに担うとともに、岩松氏が本宗家から自立することなど、有力庶家が台頭し発展していった過程について論じた。次に、鎌倉末期に焼失した長楽寺の再建に、新田一族がそ

れぞれのように参加していったのかを考察した。新田一族が所領を長楽寺へ寄進するという形式で行われたが、世良田氏と本宗家を比較したところ、寄進における規定や寄進を仲介した大谷道海一族との関係に相違がみられた。特に再建に対する本宗家の積極的な姿勢や寄進の過程において、本宗家の関係者と道海一族との間に密接なネットワークが存在したことについて指摘した。また、それらの史料に共通する「惣領」の文言に着目し、鎌倉初期に設定された「惣領」が鎌倉末期にも存続していたことを通して、新田一族としてのまとまりや同族としての意識について考察した。

その結果、新田一族では本宗家に強力な統制力が存在していたわけではなく、自立化しつつある庶家と共生的な関係にあったと考えられる。その一方、形式上は本宗家による一族の統制システムが残されており、新田一族としての結合は失われていなかったと考えられる。

6 文正の政変についての再検討

―馬借を中心として―

聖心女子大学 瀬尾 智 優

文正の政変とは、將軍足利義政の側近である伊勢貞親が、義政の弟義視を排除しようと企てたものの、細川氏・山名氏らから反発を受けて、逆に失脚するという政争劇である。この政変は、応仁の乱の契機として知られており、家永遵嗣氏らの研究によって、義視や日野富子については再検討が進められており、本報告でも言及した。しかしながら、社会史の視点からは分析が十分に行われてこなかったように思われる。本報告では、文正の政変から応仁の乱に至る流れを総合的に再検討し、特にこれまで余り明らかにされてこなかった馬借の行動に焦点を当てて考察していく。

これまでの研究では、馬借は、土一揆の構成員となり、その情報網や機動力を生かして、役割を果たしていたことが指摘されてきた。しかし、文正の政変期における馬借の行動には、単なる運輸業者としての蜂起に留まらず、悪党的行為の主体としての行動がみられる。例えば、伊勢氏と親しい日野家の屋敷に乱入することあれば、山名方・朝倉方の被官と

ともに伊勢氏被官人らに対し、狼藉を働いていたことが分かっている。このことから、馬借は大名被官や悪党らと同一視されるような存在となっていたことが考えられるだろう。

また、藤木久志氏らの研究によれば、応仁の乱が起ると、土一揆の構成員だった者たちが、足軽として悪党的行為を行うようになったことが明らかにされている。そして、骨皮道賢のように、大名権力と結びつき、そのもとで戦いに参加する足軽も登場するようになった。この点を踏まえると、文正の政変期にみられる馬借や大名被官、悪党らによる乱暴行為の背後には、伊勢氏と対立する山名氏・細川氏らの影響が見られ、それが応仁の乱における足軽と大名権力の結合の前提となった可能性がある」と指摘した。

以上、本報告では、文正の政変後における馬借の行動を検討した。彼らが単なる運輸業者としてではなく、悪党的行為の主体としても活動していたことを指摘し、彼らの行動の背後には、伊勢氏と対立する山名氏・細川氏らの存在があったのではないかと考えた。そして、このような馬借の行動が、応仁の乱における骨皮道賢のような足軽の登場につながる要素の一つだったのではないかと結論づけた。

7 生島足島神社文書起請文と武田氏家中

専修大学 武田 侑大

本報告は、永禄期武田氏家中の特色を明らかにするため生島足島神社文書起請文を分析し検討するものである。

永禄期は武田氏にとって、甲相駿三国同盟を背景とする領国拡大期であり、川中島合戦を経て領国拡大に限りが見え、義信事件など国内不安がありつつも、駿河侵攻により甲相駿三国同盟破棄へと舵を切る外交の転換期にあたる。

また、生島足島神社文書起請文は大量に永禄期の起請文が一カ所に残されたもので、永禄期武田氏家中を探る上で有力な史料である。加えて、甲斐・信濃・西上野の広域の武士が起請文を提出しているため、武田氏家中の末端武士の構成や家中統制を明らかにする上でも有益である。

まず、起請文の形式面について分析を行うと、①現存八三通のうち、条数が三カ条、五カ条、六カ条、七カ条の四形式が確認される、②一人で起請文を提出する「単独起請文」、二人以上の連名で起請文を提出する「連署起請文」の提出形式がある、③人物や地域により誓約内容を変更した起請文が存在する、という特徴が明らかになる。

次いで、武田氏家中における起請文提出者を新たに分析すると、軍役負担を有する者が提出をしており、それらの人物のうち約五割が提出していたことが明らかとなった。一方、起請文提出のない人物について、地域性に着目すると、甲斐関係の起請文提出者の割合が小さく、信玄の西上野侵攻と上杉氏との緊張関係から、信濃・西上野関係の起請文提出を重視していたことの表れであると考ええる。

また、起請文における地域性として、宛所に着目すると、そのほとんどが甲斐に本拠をもつ高い地位の者である。特に信濃・西上野の起請文提出者の宛所は、その小指南や寄親など明確な上下関係がみられる。一方、一部の西上野関係の起請文には、同地域の小幡氏に忠節を誓う文言がみえ、小幡氏重臣を宛所としている。つまり、甲斐を中心とした寄親・寄子制度のみならず、地縁・血縁的な家中統制も永禄期武田氏家中に内在していたと言えよう。

このように、武田氏家中において生島足島神社文書起請文の提出は、国内不安や外交関係に対する家中の引き締めのみならず、同族的集団による地域支配からの転換として、寄親・寄子制度を末端武士まで浸透させる狙いがあったものと思われるが、依然として領国全体に対し均一性のある支配体制の構築には至らなかったものと考ええる。

8 「商人の巻物」の儀礼・作法と修験山伏

都留文科大学 若 島 壮

本研究は、中世商人の由緒書と位置づけられる「商人の巻物」に記された儀礼や作法を再検討し、作成の意図や各地で伝承されたことの歴史的な背景や意義を考察しようとするものである。

考察したことの第一は、「商人の巻物」に記された儀礼や作法が、商人集団や市場、ひいてはそこで行われる商取引に対し、宗教的権威を付与する意味を有していたことである。「商人の巻物」の前半部に記される「熊野起源説話」は、その後記される儀礼や作法の重要な構成要素として機能しており、修験山伏が果たす権威的役割や熊野の宗教観に基づく市場空間の聖域性が強調されていた。中世社会では、経済活動と宗教活動が不可分に結びついており、商人たちは自身が展開する商業活動やその拠点となる市場を宗教的に権威づける必要があった。

第二に、「商人の巻物」に記された儀礼や作法は、政治権力や他の商人集団に対し、自己の歴史的正当性を主張するものであったと考えられる。「商人の巻物」に記される商人と修験者の関係は、「熊野起源説話」に基づく伝統的な身分構造になぞらえたものであった。また、「熊野起源説話」において市が

成立した後に最初の商品として販売された櫛と針は、市立ての儀式に使用され、新参の商人には販売が禁じられるなど、呪術的な性格を帯びていた。このように、伝統や礼儀、清浄性といった理念や価値観を共有しうる儀礼や作法を明文化することは、商人が外部集団に対して自己の活動の正当性を訴え、保護や特権を獲得する可能性を高める手段となったと考えられる。

以上の考察をまとめると、「商人の巻物」に記される儀礼や作法には、商人および修験山伏が、自らの活動に宗教的権威や歴史的正当性を付与しようとする歴史的な意識が反映されているといえよう。中世商人は宗教的かつ伝統的な権威が付与された儀礼や作法を意図的に活用したのであり、修験山伏の宗教観はそれを補完する役割を担っていたのである。

9 後北条氏の漁村支配と商品経済

学習院大学 田代 健 留

本報告では、戦国大名北条氏の家臣安藤良整と大名の直轄財務部門に属す「御台所」に焦点を当て、後北条氏の財政と商品経済との関係を考察する。

安藤良整は、①『小田原衆所領役帳』の作成、②玉縄城・韮山城の城米銭の管理、③西伊豆の漁村支配、④水軍の管理を担っていた。財務部門の組織自体はよく分かっていないが、安藤の関与した事象はその要素として想定して良い。

今回は、市場経済との関連から②、③に着目する。

②城米銭は、大名権力と郷村との間での資金融通に活用されていたことが阿部浩一氏によって指摘されている。③水産物を供給する漁村との関係にも商取引が介在していた。

後北条氏は初代宗瑞の頃から、上納制と購入により、城郭の給食部門に水産物を納めさせていた。「御台所」には、貢納品や商品として持ち込まれた漁獲物が溢れ、大名が購入しなかった余剰品を手に入れようとする家臣や城下周辺の商人が集まり、私的取引が展開した。その公的・私的取引には、市

場価格が深く関わっていたとみられる。

台所が漁村に「五百枚 スルメ」のように大量発注をかけ、納品日を数日後に設定する事例が散見される。これまでは漁村を圧迫する性質のものだと理解されてきたが、台所の市場的性質や漁村がその市場取引に参加していたことから、漁村は日常的に大量の漁獲物を台所へ売り込む商取引の主体であり、大名も漁村が緊急の大量注文に対応できると考えていたと思われる。大名は市場価格に則った一購入者として漁村と取引し、商品漁獲物を買収していた。

西伊豆の漁村木負は水軍運営費を漁獲物で納めるよう指示されていたが、徴収者梶原が法外な「禰段」（現物と銭との換算価格）を申し付けたとして本城に訴え出ている。漁村は収税者の提示する公定価格と市場価格の差に敏感に反応しており、訴えを受けた大名も市場価格に基づいて収拾した。後北条氏は水産商品を生産・販売する漁村を支配するうえで、市場取引の原理を尊重していたのである。伊豆の酒造業者江川氏と本城の間にも同じ関係があったのだろう。

小田原本城の財政に参画していた安藤良整は、発達した商品経済のなかに生きていた漁村・農村に対する支配を考えるうえで、重要な切り口になると考えられる。

10 佐賀藩諫早領からみた異国船警備

―フェートン号事件の場合―

日本女子大学 宮 井 知 優

寛永十七年（一六四〇）に福岡藩、寛永十九年（一六四二）に佐賀藩が長崎警備に任じられ、以降毎年両藩が交代制で担当していた。先行研究では、「鎖国」の安定に伴い長崎警備の目的が変化し、緩和されたとする。そして、文化元年（一八〇四）のレザノフ来航時に再度警備体制が強化されたが、フェートン号事件時に長崎警備担当年の佐賀藩の派兵が遅延したことから、警備の形骸化が指摘されてきた。しかし、武装したフェートン号来航の事前通告がなかったことと、オランダ船欠航の判断による長崎警備体制の縮小が明らかとなっている。これらの研究は、「藩」や幕府勢力を中心とするものであり、実際に長崎警備を担う領内の観点から研究されてきたものは少ない。

以上より本研究では、フェートン号事件時の長崎警備の形骸化という指摘に対して、警備を担った諫早領に焦点をあて、「鶴乃湊見聞集」と「諫早日記」を使用して、異国船事件と長崎警備に関する領内の認識を考察した。

第一章では、長崎奉行の自刃に関する諫早領内の認識から、異国船事件の責任問題や事件の認知について検討した。諫早領内へフェートン号事件の状況や奉行の死は伝達されていたが、異国船事件の責任問題まで伝達されたのは、諫早家臣（与付之間番頭）までであることを明らかにした。

第二章では、フェートン号焼き討ちの計画は、諫早領の矢上まで、情報が伝達されたことを指摘した。また異国船対策は長崎奉行や佐賀藩・福岡藩のみではなく、長崎町内を巻き込んだ体制であり、異国船事件の認知は周辺の村人レベルにまで広がっていることが明らかとなった。

第三章では、長崎で異国船事件が発生した際の諫早家臣への伝達経路を明らかにした。また、フェートン号事件時に長崎警備や出兵を要請する者と諫早領内の警備体制を指示する者がいたことが判明し、領内警備は佐賀藩の指令のみで動いておらず、領内の規定に従って警備を展開していた。「會所掟」が定められた享保五年よりも異国船来航の情報は諫早に伝達されやすくなり、その分長崎への迅速な警備体制を整えることが可能になっていると考える。

以上のことから、長崎警備の形骸化の原因として佐賀藩在番人数と異国船に対する穏便な対応が指摘されてきたが、打払いの指令は諫早領にも伝達されており、迅速な派兵も行われていたことを明らかにした。

11 前橋帰城嘆願にみる領主・領民関係の再編

―近世後期の川越藩松平家と前橋領民―

千葉大学 森 田 和 航

本報告は、近世後期の領主・領民関係について、藩主の居所移動という文脈から、その再編を考察するものである。

フィールドとなる川越藩前橋分領では、前橋藩時代に前橋城がおかれていたが、利根川による城の川欠で、藩主松平家は川越の地に移った。この川越引移後の川越藩と前橋領民の動向を分析する。具体的には、文久期の川越藩による前橋城再築の内願書、及び藩主の「帰城」を願う文化期の帰城嘆願運動を中心に検討する。

幕府に対して提出された内願書の内容からは、「領民之悲歎を救」など、川越藩の前橋領民への意識が読み取れる。また、その「悲歎」は文化期の嘆願運動に遡ることができると考えられる。嘆願運動については「帰城嘆願書」を読み解く。

先行研究において指摘されていた嘆願書ではなく、前橋周辺に残された複数の嘆願書に注目した。そのうちの一つ、北牧惣代管理文書に残る嘆願書においては、帰城嘆願の論理が異なるということが確認された。「仁政の限界性」を指摘するこ

の嘆願書などから、帰城嘆願運動の様相を考察する。特に「仁政の限界性」という要素から、藩主帰城を願う領民の本意を、川越引移によって失われた、領主経済の復活に求める。

また、再築にかかる資金と材木を献上した領民に対する、再築前橋城竣工直前の慶応元年の褒賞記録の分析からは、前橋城下の村々のみならず、前橋領全域で「献金」「献木」されたことが確認された。嘆願運動の広まりは、再築実行段階においても前橋領内に見出せるとする。

藩財政の逼迫という課題を抱えた川越藩は、開国を受け成長した領内の生糸市場の利益に目をつけ、前橋領民も領主経済の復活を求めたという双方の合意が形成されたのではないだろうか。この合意関係をもって、前橋領民が求めた藩主の「帰城」とは、従来の年貢減免等の「御救」に代わるものであるとし、ここに領主・領民関係の再編を見出すことができると結論付ける。

12 文政期忍藩領知替えにおける忍領普請組合の対応

國學院大學 小林 江 梨花

本報告の目的は、武蔵国忍領普請組合を事例にして、領主と普請組合の関係性を具体的に検討し、治水・利水秩序の安定を志向する地域社会の様相を明らかにすることにある。

忍領普請組合は忍藩が管理する二一の組合からなる用水・普請組合の総称である。従来文政六（一八二三）年の忍藩領知替え以降の藩と普請組合の関係については、忍藩は組合の管理権を幕府へ返上したが、その後文政一三年に再び忍藩へ管理権が戻ると短絡的に説明されるのみで課題が残る。

まず、領主と組合の関係性が最も顕著に表れる助成金について検討する。忍領普請組合は自普請を前提にした組合であったが、莫大な費用と組合内の利害対立を調整するため、一部の組合は吉田市右衛門による助成金とその運用が行われた。助成金は幕府の公金貸付制度を利用したもので、元金を上納し、毎年その利金を助成金として幕府から組合へ下り渡す仕組みになっていた。領知替えに際しては、領主の移り変わりによって元金を増やすことに成功している。また、助成金未使用の分を元金として追加上納し、元金を増やしていく

など組合惣代によって運用が行われた。文政期を通して助成金の担い手が市右衛門個人から組合惣代へ変化していく。市右衛門の助成金は地域社会へと広がりを見せ、組合自らによって治水統御が可能となるシステムを構築させたと評価する。

次に、文政一三年に再び忍藩へ管理権が戻った背景を考察する。領知替え後から文政一三年までの間、忍領普請組合は幕府勘定所と代官の管理下であった。しかし、幕府による見当違いな普請の見積りや、仕来りを見捨てた差配などに組合は歎き困惑していた。これまで通り、忍藩による差配が良いと願い出る程であった。幕府による管理が滞った理由は、複雑な組合内の利害関係の把握の難しさと、地域社会の治水・利水秩序が完成に近づいていたからであろう。後者について、普請の実行権は既に組合側が有しており、寛永期以来忍藩はそれを容認していた。

つまり、文政一三年に管理権を幕府から忍藩へ再び返却したことは、忍領普請組合が助成金運用も含めた地域社会による自治的な性格を本質にするものであることを示すものであるといえよう。

13 近世中後期における在地修験寺院の祈祷活動

―武蔵国入間郡上寺山村本山派修験林蔵院を事例に―

立正大学 池 滝 駿 介

在地修験（山伏）とは、町や村に居住して地域の人々に対して加持祈祷や堂社の別当としての活動など呪術的活動を行うものである。

在地修験寺院の活動は、先行研究では檀家への加持祈祷や堂社の別当としての活動など信仰圏（霞）を中心とした活動と、領主層及び領内に対する祈祷活動の主に二種に区分され、考察されてきた。

さらに、この二種を含めた事例研究として、藤田定興氏は、会津の本山派修験寺院が祈祷檀家へ守札を配付する祈祷活動と幕府代官所の役人へ「武運長久」の祈祷のため守札を献上する祈祷活動について考察している。

また、近年では、松野聡子氏による秋田藩領における在地修験寺院の事例研究がある。ここでは、藩による宗教者統制を概観した上で、在地修験寺院が藩の祈祷所としての活動の一端や地域社会への祈祷活動、寺院経営などを行っており、多岐にわたった在地修験寺院の信仰圏内外を含めた「藩領レ

ベル」における活動を明らかにしている。

しかしながら、このような上記の二種の区分を包括的に捉えた研究事例は決して多くない。そのため、在地修験寺院の活動については、信仰圏に限らず、領主層及び領内への活動を含めてより明らかにする必要がある。

そこで本研究は、近世中後期における在地修験寺院が地域社会への祈祷活動について、檀家を軸とした信仰圏と藩領内の地域社会を包括的に捉えて明らかにすることである。また、本研究では、川越藩領の武蔵国入間郡上寺山村（現、埼玉県川越市）に所在した本山派修験正年行事林蔵院を事例とし、松平大和守家支配時代（一七六八―一八六六年）を中心に取上げる。

本報告では、特に嘉永六年（一八五三）のペリー艦隊の日本来航に起因し、朝廷が本山派修験に依頼した同七年（一八五四）の「夷狄退攘祈祷」をあげて、林蔵院の祈祷活動が信仰圏内外や藩など多面的に行われていたことを示したい。

14 幕末薩摩藩における政治構想

―安政元年の御所造営問題をめぐって―

立教大学 小畑 勇 樹

本報告は、安政期における薩摩藩のなかで、朝廷の存在がどのように位置付けられていたのかについて、第十一代薩摩藩主島津斉彬の動向を通じて考察し、それが文久期に同藩を先導していく斉彬の異母弟島津久光にどのようにして受け継がれていったのかについて検討するものである。先行研究では、久光による文久二（一八六二）年の率兵上京や朝廷を中心に据えた政治体制の構想の背景には、斉彬の存在が大きく関係していると指摘されているが、特に斉彬から久光への個人の直接的な継承という点においては具体的に検討されていない。そこで本報告では、安政期の久光に焦点を当て、同元（一八五四）年御所造営問題に着目しながら、はじめに斉彬の朝廷に対する政治構想を明らかにする。次にそのことが同問題を通じて久光にどのように伝達され、前述の率兵上京や政治設計にどのような効果を齎したのかについて明らかにしたい。

まず斉彬は、縁戚関係にあたる右大臣近衛忠熙から火除地

を設けた上での御所再建の希望や朝廷での経済的困窮の状態を聞いて、御三家である尾張藩主徳川慶恕や水戸前藩主徳川斉昭、並びに老中筆頭阿部正弘らにも掛け合い、問題解決を図っていたことがわかった。斉彬がこのような精力的に周旋に動いたのには、朝廷の不自由が將軍家の悪評を生み出し朝廷自身の權威を下げ、脆弱な政治体制のまま諸外国の侵入を許してしまうという危惧があった。幕府が朝廷を尊崇するような政治体制の構築の必要性を、同人は安政元年という幕末期としては早い段階ですでに痛感していたとみられる。

このような周旋状況は鹿児島で藩政を担っていた久光に、斉彬から直接書翰が送られる形で伝えられた。現に久光は勅諭や天皇の意志を尊重しそれに基づいて、幕府と諸侯が議論を重ねて政治を運営することを率兵上京の際の目標として掲げていたことや斉彬急死直前まで同人から呼び出され二人だけで議論をしていたことから、前記の斉彬の構想を久光が十分に把握していたのではないかといえる。

以上の検討から、久光は斉彬からの書簡を通じて御所造営問題を把握しており、その過程で斉彬の設計する政治体制を理解していったとみられ、それが文久期薩摩藩の政治目標の根幹になったと評価することができる。

15 沖田総司と多摩地域

― 司馬遼太郎の視点と比較して ―

国士舘大学 角 田 舞

本報告では、新撰組の沖田総司と多摩地域の関係について、沖田の書簡等と後世の創造を比較して、その実情を明らかにすることを目的とする。具体的には、沖田や多摩とつながりが強かった土方歳三等の書簡と、司馬遼太郎の沖田、新撰組そして会津藩の捉え方を比較する。

従来、新撰組と多摩の密接な関係が指摘されているように、沖田等の書簡は、沖田らは文久三年（一八六三）に京都へ出てきて以降、京都を離れるまでの四年間、多摩との繋がりを重視していたことを示している。また大政奉還等の政治情勢も多摩へ知らせており、単なる故郷や幼少期からの関係で連絡をしているに留まらないことがわかる。

これに対し、司馬は新撰組において、「多摩気質」を備えた近藤勇、土方、沖田らには「忠孝」という当時の男子に絶対の道徳とは異なる、珍しい「友情」（「義兄弟」）があったとする。そして新撰組については近藤や土方らに対する「忠義」を尊重しながらも、それは一方向にまとめられるものではない

とした。一方で新撰組を預かっていた会津藩に対しては、幕府への「忠孝」やそれに基づく行動規範が時代の変化に対応できず、限界があったと批判的に捉えている。ただし、「忠孝」や「忠誠」を基にした会津藩内の政治体制には一定の理解を示し、「真面目すぎる藩風」、藩主の松平容保は「道理の人」と評して、厳格すぎるが故に幕府に裏切られ、滅亡の道を歩んだことを悲劇と捉えている。

このように司馬は、会津と新撰組を共に「忠義」に基づいた集団であるとしながらも、堅固な「忠孝」を基に「忠義」に従った会津藩と、「忠義」に対して理想を純粹に追い求めた新撰組とは異なる側面があると捉えた。その相違の根幹をなすのは、幕府の治安維持能力が無力に近く、幕府の危機が迫っている状況を前にして、会津藩が唯一「権謀」として用いた新撰組のあり方と、新撰組組織の中核を成した多摩地域の「友情」だとみなすことができる。

これらの司馬の考え方は、司馬が革命とみなした明治維新と、作品を発表した高度経済成長期の社会・生活の変化への視線を反映していると考えられる。新時代への変容の背景にある政治・人間関係のもつれに焦点を当てながら、「忠孝」だけでなく、「友情」という人物間の絆や信頼関係が必要だという司馬の声を考慮しつつ、沖田と多摩地域について検討する。

16 野州世直し一揆における頭取の性格

千葉大学 山 田 真 也

幕末に現れる世直し一揆の主体には、貧窮した農民たちだけでなく、「無宿」「博徒」などと称されるアウトロー的人間や、貧農たちとともに立ち上がる村役人層の姿がある。彼らがどこからやってきて、世直しにどのように参画したのかという問題には、多くの不明点が残されている。

先行研究では、佐々木潤之介が野州（下野）の事例から無宿者たちの働きを否定するのに対し、中島明が上野・信濃における世直しの頭取たちの行動を分析し、その有能な働きぶりを主張している。報告者は、アウトロー的人間の務める頭取が有能であるかもしくは無能であるかという二元論に陥るよりは、地域や事例ごとの特色に注目すべきではないかと考える。

本論文は、慶応四年（一八六八年）の野州を対象として、世直し一揆の頭取たちの行動や出自を追い、その性格を明らかにすることを目的とした。当時の野州地域には遠国から多くの浪人が入り込んで徘徊していたほか、水戸天狗党の活動などの影響を受けて治安の悪化が顕著であったことが明らか

になっている。世直し一揆にアウトロー的人間が加わる素地はできていたとみられる。

個人についての具体的記録が残る頭取は稀少であるが、本論文ではそのひとりとして、旗本知行役所の代官の跡取りであった新田林次郎という二〇歳の若者に着目した。彼は代官見習を務めていたが、慶応二年ごろから素行の悪化が目立ち、追い剥ぎに加担して久離絶縁されたことで放浪の身となった。そして最終的に世直しの頭取となったが、行動中に近隣の若者たちによって殺害されている。世直しの発生した村々を支配する陣屋に所属していた林次郎の出自は、世直し勢が一时的な権威を得るために作用したと推測される。ほかに、真岡周辺の世直しにおいて頭取を務めた亀山村名主柳勘兵衛、小山近傍中郷における頭取の上泉村浅之助などの事例を収集した。

結果として、野州における世直しの頭取は無宿者から名主まで様々だが、一部を除いて、頭取が私欲に走って内輪揉めに発展することで一揆が瓦解する場合が多く、優れた指導力を発揮していると確認できた例はなかった。中島明によって明らかにされた上州・信州における頭取の姿とは異なった頭取像を提出し、頭取たちの性格を地域差をふまえて規定するための足がかりとした。

17 明治前期の報徳運動

― 駿河国東報徳社を中心に ―

筑波大学 萩 本 大 翔

二宮尊徳が唱えた「報徳思想」は、明治前期において、主に東海地域で受け入れられ、同地域では報徳社による報徳運動が盛んとなった。この報徳運動には複数の流派が存在したが、その全体像は解明されていない。卒業論文ではそのような研究状況の打開と、今まで指摘されてこなかった明治前期の報徳運動の思想的意義を明らかにすることを目的とした。具体的には尊徳四大門人の一人で、駿河国東報徳社による報徳運動の理論的指導者となった福住正兄と、同社社長を務めた高田宜和と柴田順作の三人に注目し、彼らの思想形成や福住の「富国」構想、それに基づく駿河国東報徳社による明治前期報徳運動の実態解明を目指した。

まず、福住を中心に高田と柴田の三人の思想形成について分析を行った。三者は天保飢饉の体験、つまり「天保体験」を基盤に、積極的に多様な思想を受容したが、中でも福住は国学思想を重視し、平田派国学者の鈴木重胤から強い影響を

受けたことを鈴木の日記などを用いて論証した。

右を踏まえて、『富国捷徑』初編、四編（明治六、八年）を史料として用い、福住の唱えた「報徳教」における「富国」構想の構造を分析した。教部省に「報徳教」の普及を建言した福住が同書において示した「富国」構想は、師・鈴木重胤の「修理固成」論の影響を強く受け、積極的な土地開発と産業振興を報徳教会の「実地正業」を通して行い、難村救済から「富村」、そして「富国」を目指すものであり、その担い手として村落指導者に大きな期待を寄せるものであったことを明らかにした。

最後に庵原地域の報徳社に関する分析を行い、福住の「富国」構想の行方を確認した。明治九年（一八七六）に設立された杉山報徳社は、杉山村の村落指導者・片平信明のリーダーシップのもと、教導職の柴田順作に指導を仰いで結社され、『富国捷徑』の精神に忠実に則って事業を展開し、「富村」への成果を挙げたことを実証した。明治十一年（一八七八）には福住の構想する報徳社組織の「分社」として駿河国東報徳社が設立され、広範囲に及ぶ富の分配機能を担った。以上の分析により、卒業論文では彼らの「富国」構想が、自由民権運動と並行する政府の富国強兵政策や欧米の影響を受けた他の知識人の富国構想とは異なる、在地のあり方にこだわった独自のものであったことを指摘し、これを高く評価した。

18 尾張徳川家第一九代徳川義親の北海道八雲開拓

東洋大学 吉川 葵

徳川義親（以下義親）は、尾張徳川家第一九代当主でありアジア・太平洋戦争前の貴族院議員であった。それと同時に歴史学や植物学、音楽、狩猟といった幅広い分野に知見を持つ文化人という一面を持っていた。

義親及び、尾張徳川家と八雲町に関しての先行研究は以下の通りである。中野雅夫氏は義親の生涯について検討し、特権階級に属しながらも、問題を先送りにする事なかれ主義の貴族院を否定し、改革を計画するという傾向を持っていたとした。林善茂氏や藤田英昭氏らによって、尾張徳川家が運営し、義親も農場主を務めた「徳川農場」の経営実態が明らかにされている。また、八雲町における義親主導の農村美術運動に関しては大石勇氏により検討がなされている。

本報告は尾張徳川家が主導した北海道八雲町における開拓事業に関連する義親の施策の意図と、それがもたらした影響を明らかにしていくことを目的としている。

第一章では、義親の生い立ちや取り巻く環境、その経歴について触れていくことで、彼の持つ価値観や感性が形成さ

れた経緯を考察した。生家越前松平家で受けた教育や実父・松平春嶽から受けた影響について義親の著書を参考し検討した。また義親の生涯を通じて行った歴史研究や、貴族院議員時代の活動からその人物像を明らかにした。

第二章では、尾張徳川家と北海道八雲町の関係性について義親の義祖父である一四代当主徳川慶勝まで遡って述べた。主に、八雲開拓で中心的役割を果たした「徳川農場」について検討すると共に、農場経営において義親が主導して行った小作人救済の施策についても複数の事例を挙げて、その功績と義親の八雲開拓に対する姿勢を明らかにした。

第三章では、八雲開拓のなかでも、特に義親が確立させた、北海道土産を象徴する木彫りの熊である「熊彫」に重点を置き、農民の生活や同時代の農村美術運動と関連させながらまとめた。八雲での副業の位置付けや、その特筆すべき点を考察した。

以上の検討の結果、義親は、国家の利益・発展の重点は農村開発にあるという姿勢のもとに八雲開拓を進めていたことがわかる。自伝『最後の殿様』のむすびに義親は、自由・平等というものは言葉だけで実現するものではないとしているが、まさにそれを体現させる場が八雲町であったと考えられる。

19 愛国婦人会の社会事業展開とその背景

東京都立大学 小川 幸介

愛国婦人会は一九〇一年に戦死者遺族や療兵の救護を目的に設立された女性軍事援護団体である。一九一七年には定款を改正し、社会事業を目的に加え、一九二一年から子供や女性を対象にした社会事業を開始した。

先行研究は一九一七年の定款の改正理由を「大正デモクラシー」や「愛婦平和時不要論」に求めているが、その内実については検討されていない。また、社会事業実施が一九二一年まで遅れた理由はほとんど触れられていない。そこで本研究は定款改正と社会事業本格化までの道筋を検討した。

定款改正の一つ目の理由は日露戦争後における戦死者遺族・療兵の国家救護要求の高まりである。戦後、戦死者遺族・療兵は無関心・蔑視の対象になった。この影響で愛婦の存在意義に疑問が持たれる（愛婦平和時不要論）。一九一〇年代には国家による救護を要求する声が高まる一方、民間団体の地位は益々揺らぐことになる。例えば小河滋次郎は愛婦に対し、社会事業に着手することを期待していた。

定款改正の二つ目の理由は第一次世界大戦における女性

の潜在能力の発見である。総力戦におけるヨーロッパの女性の銃後活動は日本でも驚きをもって伝えられた。愛婦の機関紙『愛国婦人』では貴族院議員の山脇玄が愛婦に対し婦人を誘導風靡して将来の戦争に備えるべきだと主張した。

定款改正の直接の契機は『婦女新聞』や愛婦大阪支部による改革要求であった。ついに一九一六年六月には定款改正が決定され、翌年五月の総会で改正が実現した。しかし当時愛婦には会費完納者や未納者が多く、新たに事業を始めることは難しかった。

その状況が転回するのは第一次世界大戦後の社会事業行政の整備や社会改造気運の高まりである。一九一九年頃になると新聞等に愛婦の改革を要求する言説が増え、愛婦も囑託に生江孝之を招くなど、社会事業団体としての一步を踏み出した。実施事業は児童健康相談所などがある。

以上、愛国婦人会の定款改正、すなわち社会事業を目的に加えたのは日露戦後の戦死者遺族や療兵への国家救護の要求と第一次世界大戦における女性の潜在能力の発見が影響したこと、そして事業の実施には資金が課題となったが、社会事業行政の整備や社会改造気運の高まりなどの第一次大戦後の変動が実施の原動力になったことを指摘した。

20 大正期における伊藤野枝の女性解放論

―『青鞥』における言説と終刊後の運動に着目して―

駒澤大学 中村 祥 吾

本論文は、大正期における女性解放思想家伊藤野枝の思想形成過程に着目し、伊藤が導いた女性解放論の真義とその特徴を考察することを目的としている。今回は伊藤の小学校時代や思想家クロポトキンなどにも触れながら、彼女がどのように議論を展開していったのか分析した。

第一章では、伊藤の生い立ちから青鞥入社までに焦点を当てた。貧困家庭に誕生した境遇をはじめ、小学校時代の理不尽な体験、さらに上野高等女学校での自由な校風など、伊藤が様々な環境で感じ取った差異により、彼女に反抗心が芽生えたと考えられる。従って、この時期を思想家の原点が築かれた時期と捉えた。

第二章では、青鞥入社から『青鞥』終刊までに、伊藤の議論にどのような特徴が見られるかを考察した。伊藤は青鞥社入社以降、「新しい女」の意義を深めていた。編集長就任以降は、論争や回想などを通して、彼女が道徳や思想とは何か定義づける姿が見られた。また、「廃娼論争」では芸娼妓と良

妻賢母を誇る女性とを、共に男性中心社会に身を置く、解放に至っていない存在と見なした。

第三章では、『青鞥』終刊後、伊藤が無政府主義者大杉栄との同棲から得た教訓や新婦人協会への批判、クロポトキンの思想などから、彼女が晩年構築した女性解放思想の核とは何かを探った。伊藤は大杉との同棲を通し、良妻賢母を批判した彼女自身も良妻賢母の因習に囚われる姿を自覚した。新婦人協会への批判からは、伊藤が婦人労働者の実態を理解することや、階級の差など関係なく自ら解放に向け努める姿勢などを重視していたことがわかった。実際に伊藤が貧民街に転居し、労働者理解のため行動を起こした姿も見られた。また、クロポトキンの人間観をもとに、伊藤は人間として個人が尊重されるべきだと主張した。このような「無政府主義」を、彼女は地元の組合に見出して議論したが、「無政府主義」をどう国家に実現していくか、具体的な議論は見られない。この点に伊藤の限界性を指摘できる。

本報告から、伊藤は男女を枠に嵌め、個人の望む生き方が否定されることに異を唱えたのであり、人間観をもとに女性解放に繋げようとしていたと導ける。

21 一九二五年北但馬地震における

税制措置と救済融資

東京大学 寺 谷 嘉 泰

一九二五年五月二三日に兵庫県北部で発生した北但馬地震を受けての税制措置と救済融資についての発表を行う。関東大震災後初めての大規模災害となった北但馬地震において、大震災時の処置、意識がどのように引き継がれ、逆に何が引き継がれなかったのかを明らかにすることを目指し、政府の対応を軸に、税制措置と救済融資という枠組みで考察していく。

まず、北但馬地震以前、時の税制措置の概要を確認する。大震災時には緊急勅令、新立法による租税減免・徴収猶予が行われたが、北但馬地震時には現行法適用という現状維持的な処置が取られた。この点で非関連性を指摘できる。

しかし、大蔵省では大震災時のものを参考に緊急勅令案が作成され、地租以外の税も減免・徴収猶予の対象にするという意識が定着した点で関連性が指摘でき、以後の地震対応にも引き継がれた。

このような北但馬地震時における対応は災害時の税制措置一般法が存在しない時期の一事例として位置付けられ、一般法制定の議論がこの地震を契機に生じたことが確認できる。

以上のような税制措置は、大蔵省主導の「上からの救済措置」という特徴をもつと言える。

次に、救済融資の概要およびその内実について確認する。救済融資の大枠については、大震災時の被害規模が数字ベースで引き継がれ、資金額の決定に生かされた。

一方で、大震災時には復興方針が取られたのに対し、北但馬地震では復旧方針が取られた。これは地域産業に根差した復旧方針という特徴が見出せる。具体的な救済融資の項目として、城崎町旅館復旧資金があげられ、町の基幹産業である旅館業に対して重点的な資金投入が行われた。大震災時の資金貸与方法、大震災以前の土木費メインの救済融資とは異なることが指摘できる。地域産業に根差した復旧方針は北但馬地震における画期性として位置付けられ、以降の地震対応にも引き継がれる。加えて、救済融資額をめぐる党争の不在、町会における民意の反映が大震災との非関連性として指摘できる。このような救済融資は、町会の意見が上達される「下からの救済要求」と言える。

以上のように、北但馬地震時の税制措置と救済融資は、以降の地震対応の草創期的性格をもち、その後の対応においても引き継がれていく。

22 昭和戦前期の相模原における開田計画の推移

― 軍事施設移転による地域変貌 ―

法政大学 長 嶋 優

本報告は、神奈川県北部の「相模原」と称される地域の昭和戦前期の姿を開田計画中心に捉えるものである。

相模原は広大な土地の大半が台地であり、水を得ることが難しかった。さらに、開田自体が利益の得にくい事業であるということからも、昭和期に入るまで開田計画が実行に移されることはなかった。

昭和戦前期の相模原は、陸軍士官学校及び練兵場の転入により軍都へと変化していく。本報告では軍都としての地域発展と開田計画の推移の関係性にも注目する。具体的には、昭和八年（一九三三）の開田計画以降、水利事業の総合計画である「相模川河水統制事業」が昭和十三年（一九三八）一月の臨時神奈川県会で決定するまでを対象に検討する。

昭和八年六月に相模原開田計画が起り、開田を含む水利事業の総合計画である「相模川水利統制計画」が立てられた。その後、事業促進の為「相模原開田開発期成同盟会」が結成された。地域の有力者が役員として参加し、陳情などを行った。

た。同盟会に参加する県会議員である小林與次右エ門・岩本信行は、所属する政党こそ異なるものの、相模原開田実現の為、県会での発言など積極的な活動を行った。

そうした中、昭和十一年（一九三六）六月、陸軍から地域内の複数の村に対して、陸軍士官学校及び練兵場建設のため土地を買収したいという旨が告げられた。僅か一ヶ月程度で決定したこの買収により、多数の住人が耕作地を失った。小林・岩本は耕地喪失者の救済の為、県会で発言を行った。相模原における陸軍施設の転入は、事業を促進する要因の一つであったと考えられる。

昭和十三年一月、「相模川河水統制事業」を審議する臨時県会が開会した。この計画では、相模原への分水目的が開田事業に加え、地域開発も追加された。県会では事業に関係する各地域の議員から発言があり、小林・岩本も発言を行った。二人は相模原開田実施のため要望を述べた。しかし、知事は相模原の今後の発展も考え開田には消極的な意見を述べた。相模原は陸軍施設の転入という外的要因により軍都としての発展を望んでいた。しかし、依然として地域住人は農村としての発展を望んでいたのである。二人の県会での発言は開田を望む地域住人の意思表示であった。

こうして、軍都と農村、二つの側面を持ちながら相模原の開発は進められることとなった。

23 満蒙開拓青少年義勇軍と内原

― 地域社会との相互作用とその受容 ―

茨城大学 小林 亮 太

本論文では、満蒙開拓青少年義勇軍（以下、義勇軍）と内原地域の関係に焦点を当て、両者が相互に与えた影響と、義勇軍を受容し得た内原の「下地」について検討した。義勇軍は一九三七（昭和一二）年、満州移民計画の一環として創設され、一六歳から一九歳の男子が募集された。彼らは国内訓練の後、満州現地で訓練を受け、最終的には現地に永住することを目的とした。国内の訓練所が設置されたのが、茨城県東茨城郡下中妻村（現水戸市内原）であった。

本論文では、第一章で満州移民計画と義勇軍の創設過程を整理し、両方の中心人物である加藤完治を取り上げ、満州移民計画と義勇軍の関連を明らかにした。第二章では、内原地域の人口や産業の特徴を行政資料などからまとめ、農業が盛んなこの地域が「満州開拓民の聖地」と呼ばれるに至った過程を概観した。第三章では、満州移住協会の機関誌『新満州』や義勇軍生の回想録などを史料として用いて、義勇軍と内原地域の相互作用を考察した。また、義勇軍を受け入れた

内原の人々の「下地」について、加藤や内原の産業に加え、日本国民高等学校の影響にも注目して検討した。

本研究を通じて、義勇軍の存在が内原地域に与えた影響は大きく、商業の活性化や地域の教育などに一定の利益をもたらしたものの、その影響は限定的であり、長期的な経済効果には結びつかなかったことを明らかにした。さらに、内原地域は訓練所の食糧供給などの給養的役割を果たすとともに、地域住民との交流を通じて義勇軍生の士気を支えたことも確認された。そして、義勇軍を受け入れることができた背景には、加藤と地域との関係や内原地域の産業的要因があり、これらが「下地」として機能したと考えられる。戦後もその影響は続き、義勇軍資料館や加藤の銅像を通じて、義勇軍の歴史は地域の記憶として継承されている。

このように、義勇軍と内原地域の関係は、一方的な影響ではなく、地域社会との相互作用の中で形成されていた。地域住民は訓練所を支えると同時に、義勇軍の規律や活動から影響を受け、地域社会にも変化をもたらした。

24 近衛文麿の政治外交構想と東亜新秩序建設の構想

―新体制の確立と日本主導のアジア秩序形成―

淑徳大学 矢 島 康 地

本報告では、昭和戦前期に3度にわたって首相を歴任した近衛文麿の政治外交観とはどのようなものであったのか、この点について検討を加えた。具体的には、近衛が実際に実行した国策や施策について本当に彼自身が構想していた政治外交観であったのか、この点について首相就任前と第二次内閣期の新政治体制、外交構想の1つの柱である「東亜新秩序」に視点を置き、政治外交構想を考察した。

まず第1に近衛文麿が首相就任前として、日露戦争後の国際情勢と日本の動向について検討した。また、貴族院議員として政治家から議長に就任するまでの政治活動や思想について検討を加えた。

第2に昭和研究会と新体制から近衛の政治構想について検討した。近衛のブレーンである昭和研究会の創設から組織構造、近衛との関係性について考察した。また、近衛自身が構想していた政治外交政策として、新体制への方針を検討していることについて考察した。加えて、大政翼賛会の創設にあたって、組織体制の構築や近衛自身が理想としていた政党機能を持つ一元

化の組織に対して、現実には政界でのイデオロギー対立の恐れから綱領もない大政翼賛会の形成について分析した。

第3に外交構想の一つとして東亜新秩序建設の構想について検討した。まず、近衛文麿がアジアとりわけ、支那をどのように見ていたのか、この点を彼の対中国観について考察した。加えて、アジア主義的な姿勢から父篤麿の影響についても触れた。

東亜新秩序建設の構想については、近衛自身が、陸軍同様に支那や東南アジアを占領することが目的ではなく、アジアに新秩序を建設することで日本や支那を主導としたアジア地域の枠組みで秩序を形成していきたことを考察した。また、東亜新秩序建設をする政治的な意義として昭和研究会の蠟山政道や尾崎秀美、三木清らの東亜協同体論が東亜新秩序建設構想の検討材料になったと考察した。

以上、近衛の政治外交観について見ていくことで、彼自身が構想していた政治外交観とは必ずしも軍部が政治の主導権を握り、アジアでの侵略を肯定するものではなかったことが明らかとなった。むしろ、彼は政治家の手に主導権を取り戻し、新党を結成して軍部対抗するものであったことが判明した。東亜新秩序建設の目的についても、日本がアジアを支配するのではなく、日本や支那が主導してアジア諸国を解放し、安定的かつ相互友好的なアジアを築くためであったことがわかった。

第六六回日本史関係卒業論文発表会 発表要旨

二〇二五年四月一五日 発行

〒111-0032 東京都台東区浅草五-33-1 二階

編集
発行人

地方史
研究協議会

会長 久保田 昌希